

# 日本共産党 市会議員団ニュース

発行  
日本共産党  
川西市議団

市役所位置  
TEL 040-1111  
内線 4020  
FAX 040-1811  
市議団  
土谷一郎  
TEL・fax 793-2134  
住田由之輔  
TEL・fax 759-4541  
黒田みち  
TEL・fax 790-3055  
大塚寿夫  
TEL・fax 793-2243

# 加茂遺跡等公園化へ一步踏み出せ

写真は斜面環濠の現在の状況



9月1日から29日まで議会が開催され、川西・猪名川・宝塚の広域消防通信指令事務規約改定案を始め、企業会計、請願など審議。10月1日からは閉会中に一般・特別会計の審議がおこなわれました。議会の状況を順次報告する中で今回は住田・黒田議員の一般質問を掲載します。

## 住田由之輔議員の一般質問

### 「加茂遺跡等の公園化へ一步踏み出す提案」

国史跡指定が進められている加茂遺跡。10年先、20年先をにらんで担当部署を設置すべきであると住田議員は提案。

2000年前の遺跡を、生きた学習材料として地域住民、児童学生に活用していただきためにも、また、遺跡を生かした

さらに、加茂遺跡はもちろんのこと、これらはいずれも駅に近く、観光資源になる。川西市が歴史を感じさせる町としての「いい」イメージアップにつながっていくのではないか。そのためには形として、観賞できるものの設置を構想すべきである。しかし、ただ昔のものを復元するという単純な発想にしてはならない。それだけではなく、

教育振興部長は、現在2・3 ha史跡指定されておりあと3・9ha追加指定していくた

め土地所有者の理解を得るよう自らも動きたいと発言。

市内の遺跡調査を進める。加茂遺跡も弥生期の重要な遺跡が存在すると推定されるので集落構造を明らかにする学術的な調査を検討していきたい、といつた。

答弁・来年7月ころ。

二つ目に、事業計画の項目と

住田議員が6月議会の一般質問で、項目にかかる区域縮小の検討、補償費等削減への検証など、

この間どのような話がされてきたのか。その上で、計画(素案)

に反映されようとする内容に変更がもたらされるのかどうかと質問しました。

答弁・項目は事業区域、道路、

公園など。

この間の協議では区域を24haから22haへ縮小。補償費

の削減では、事業費の節減のため移転補償の物件をできる限り押さえ、既存物件は可能な限り「存

置(そのままにしておく)」を基

本とし、事業計画を組み立てた

基本計画(素案)の内容変更は、

中央公園の位置や道路形状が対象になる。

まちづくりといった観点からも担当部署の設置が必要であると訴えています。

そこで住田議員は、近隣には史跡指定拡大」は重要であり本格的な取り組みをしていくたることなどこれら一帯を公園化すべきであるとの提案もしています。

住田議員は4点について質問しました。

その一つは、土地区画整理事業が都市計画決定される日程について、当初来年3月ごろと説明されていたが計画どおりになつてているのかどうか。

住田議員は4点について質問しました。

三つ目に、公聴会に向け、事業内容説明会を全市民対象に開くことを要求。

中央北地区整備事業には、市民

加茂遺跡は住宅密集地に存在しているのでそのことを逆手に取つた発想、構想が必要になつてると突つ込んだ内容も提示しています。

住田議員は他都市と違つて中央北地区整備事業は、市民

公聴会へ向け、市民へ説明会をせよ

中央北地区整備事業

協力をいただくといつた方法しかないと消極的な答弁でした。土木部長は市としても道路改良の必要性は十分認識している。財政難の状況では、たとえば住宅改良の話が出たときにどうする気があるのか厳しく問いました。

住田議員は議員成り立て当初をふくめたび歩道整備を要求して来ているが一向に改善されていない。住民の安全確保を

民有地にも公金が投入されているため地城全体がどうなつているのか市民全般に知る権利がある。当然市民全體を対象に頻繁に説明会をもつべきであるのにこれまで一度も開かれていません。

答弁・来年7月ころ。

二つ目に、事業計画の項目と

住田議員が6月議会の一般質問で、項目にかかる区域縮小の検討、補償費等削減への検証など、

この間どのような話がされてきたのか。その上で、計画(素案)

に反映されようとする内容に変更がもたらされるのかどうかと質問しました。

答弁・項目は事業区域、道路、

公園など。

この間の協議では区域を24haから22haへ縮小。補償費

の削減では、事業費の節減のため

移転補償の物件をできる限り押

さえ、既存物件は可能な限り「存

置(そのままにしておく)」を基

本とし、事業計画を組み立てた

基本計画(素案)の内容変更は、

中央公園の位置や道路形状が対象になる。

答弁・都市計画法の公聴会は市民

対象であり計画素案の縦覧も

する。

など公共事業の整備ではご意見

が伺えるが、民有地に関してはどう

いうものにするかは土地所

有者が決めるものであり説明会

開催はなじまない。

